

菰野町学校給食センター整備運営事業

実施要領

令和 7 年 6 月 24 日

菰野町

目 次

第 1	実施要領の定義	1
第 2	事業概要	2
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
第 4	契約に関する事項	19
第 5	事業実施に関する事項	20
第 6	実施要領等に関する問合せ先	21

第1 実施要領の定義

菰野町学校給食センター整備運営事業 実施要領(以下「実施要領」という。)は、菰野町(以下「町」という。)が設計・建設・維持管理・運営一括発注方式(以下「DBO方式」という。)により発注する菰野町学校給食センター整備運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を公募型プロポーザルにより募集及び選定を行うにあたり、本プロポーザルへの参加を希望する事業者(以下「応募事業者」といい、参加資格審査を通過した応募者を「参加事業者」という。)を対象に交付するものである。

本実施要領と併せて交付する下記の書類(以下「実施要領等」という。)は、本実施要領と一体のものとする。

- ・要求水準書
- ・事業者選定基準書
- ・様式集
- ・基本協定書(案)
- ・設計・建設工事請負仮契約書(案)
- ・維持管理・運営業務委託契約書(案)

応募事業者は、実施要領等の内容を踏まえ、本プロポーザルへの参加に必要な書類(以下「応募書類」という。)を提出するものとし、実施要領等に記載がない事項については、実施要領等に関する質問に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

菰野町学校給食センター整備運営事業

2 本事業の対象となる公共施設の名称

菰野町学校給食センター(以下「本施設」という。)

3 公共施設の管理者の名称

菰野町長 諸岡 高幸

4 本事業の目的

現在、本町では、小学校給食は自校調理方式(各校内の給食室で給食を調理する方式)により提供し、中学校では選択制のデリバリー方式(民間の給食会社から配送されるランチボックスまたは家庭からの持参弁当を選択できる方式)を採用しているが、本町においても全国の基礎自治体を取り巻く状況と例外なく、住民の少子高齢化が急激に進むことや本町固有の課題として一定期間に集中的に整備された学校施設が老朽化しているという課題がある。

このような状況の中、学校給食が将来直面する問題点を洗い出し、課題の整理を行いながら、本町としての学校給食の在り方や向かうべき方向性を検討すべく令和2年に菰野町学校給食検討会を設置し、令和4年3月に小中学校給食の在り方検討結果報告書がとりまとめられた。

その報告書を受け、町教育委員会では令和5年4月に「菰野町学校給食基本構想」を策定し、小中学校合同の給食センターを整備する方針を示した。また令和6年3月には「菰野町学校給食共同調理場施設整備計画書」により、新たな学校給食センター整備に必要な基本的な事項をまとめ、その整備手法の検討を行って、DBO方式(個別契約型)により学校給食センターを整備することとした。

本事業は、DBO方式を導入することにより本施設の設計・建設及び維持管理・運営を事業者(企業グループ)に一括して発注することで、民間事業者の有するノウハウを活用し、より効率的で良質な学校給食の提供を実現するとともに、財政負担の軽減が図られることを期待するものである。

5 本事業の基本方針

本事業は、「菰野町学校給食基本構想」「菰野町学校給食共同調理場施設整備基本計画書」に示された考え方、基本理念等に基づき実施することを基本方針とする。

6 本事業の基本コンセプト

町における学校給食の基本理念である「全員喫食による健康の保持増進と食育の推進」「衛生管理の徹底による安全で安心な学校給食の提供」「地元の食材を積極的に取り入れたおいしい給食の提供」を実現できる学校給食センターとするため、下記の基本コンセプトに基づいて施設整備を行うこと。

(1) 安全で安心な給食の提供

安全で安心な学校給食を提供できるように「学校給食衛生管理基準」等を遵守し、HACCPに基づく衛生管理を徹底できる施設

(2) おいしい給食の提供

健康の保持増進に配慮したおいしい給食を提供できるように多様な献立を効率的かつ効果的に調理できる施設

(3) 食物アレルギーへのきめ細かい対応

食物アレルギーをもつ児童・生徒が安心して給食を食べられるようにアレルギー対応食を確実に調理して安全に提供できる施設

(4) 地産地消推進への貢献

地元の食材を積極的に取り入れ、地産地消の推進につながる施設

(5) 食育推進への貢献

学校給食を通じて食の大切を学習でき、食育の推進につながる施設

(6) 災害発生時における地域への貢献

災害発生時にも早期に復旧して地域住民等への炊き出しが行えるように、耐震性や耐久性に優れ、食品の備蓄も可能な施設

(7) 周辺地域への影響抑制

給食調理に伴う臭気や騒音・振動、給食配送車など各種車両の通行など周辺への影響抑制に配慮した施設

(8) 環境負荷低減への配慮

エネルギー使用量の削減や二酸化炭素の排出抑制、給食残渣(調理くず、各校での食べ残し)の減量化など、環境負荷低減に配慮した施設

(9) 財政負担の軽減

施設整備費だけでなく、調理等の作業性やメンテナンスの容易性を考慮するなど、長期的に必要な維持管理・運営費を抑制できる施設

7 本事業の内容

(1) 施設概要等

ア 敷地概要

所在地	三重県三重郡菰野町大字千草5571番ほか
用途地域等	都市計画区域(工業専用区域)及び市街化調整区域 都市計画法第29条第1項第3号に該当
敷地面積	約5,985㎡(町道付替え用地を含む)
建ぺい率	60%
容積率	200%

※敷地条件の詳細は要求水準書参照

イ 施設概要

調理能力	「児童・生徒数の推移見込み」(要求水準書参照)から想定される給食数を提供できる能力
アレルギー対応食	50食/日程度
献立方式	1献立(主菜1品、副菜2品程度を基本とする。)
配送先	小学校:5校、中学校:2校

ウ 計画概要

区分		必要諸室・施設内容等	
施設本体	給食エリア	汚染作業区域	食材搬入用プラットフォーム、荷受室・仕分室、検収室、泥落とし室・皮むき室、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、野菜類下処理室、魚肉卵下処理室、米庫、洗米室、器具洗浄室、油庫、廃材庫、雑品庫、洗浄室、洗剤庫、残渣処理室、回収風除室、備蓄倉庫等
		非汚染作業区域	炊飯室、野菜類上処理室、煮炊調理室、揚げ物・焼物・蒸し物調理室、和え物室、アレルギー対応食専用調理室、器具洗浄室、洗浄室、コンテナ室、配送風除室等
		その他	町職員用更衣室、事業者用更衣室、休憩室(食堂兼用)、業務従事者用トイレ、汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、洗濯室、乾燥室、倉庫等
	一般エリア	玄関、町職員用事務室、事業者用事務室、給湯室、書庫、倉庫、町職員用トイレ、事業者用トイレ、外来者用トイレ、多目的トイレ、通路、会議室、配送員控室、機械室、ボイラー室等	
付帯設備		駐車場(町職員用、公用車用、来客用、障がい者用、事業者用)、駐輪場、受水槽、受変電設備、ガス設備(必要時)、排水処理施設、外灯、ごみ置場、門扉・フェンス等	

(2) 事業方式

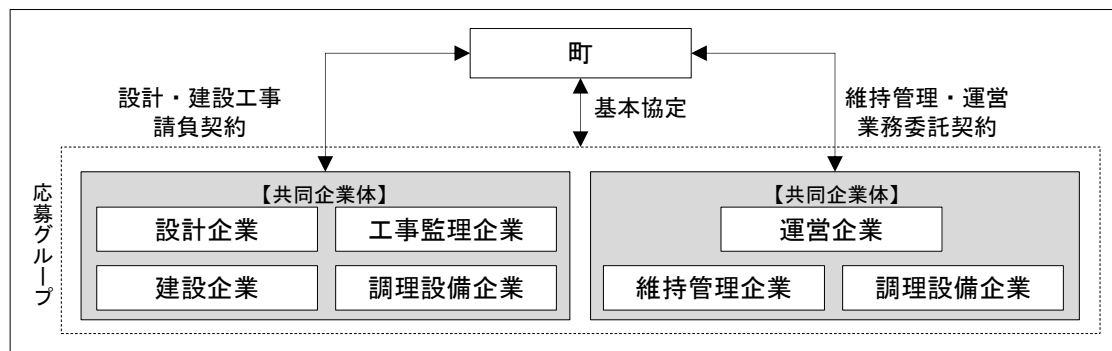
本事業は、本施設の設計・建設・維持管理・運営を事業者に一括して発注するDBO (Design Build Operate)方式により実施する。

本事業に係る必要資金は町が調達し、本施設は町が所有する。

(3) 契約形態

本施設の設計・建設・維持管理・運営は、一体の事業となるため、町は選定された事業者(応募グループ)と基本協定を締結するとともに、施設整備業務を担当する企業が結成する共同企業体と設計・建設工事請負契約書、維持管理・運営業務を担当する企業が結成する共同企業体と維持管理・運営業務委託契約を締結する。

事業者との契約形態は、下図の通りとし、事業者が本事業を実施するためのSPC (Special Purpose Company：特別目的会社)を設立することは想定していない。



【町と事業者との契約形態】

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、下表記載の通りとする。

本事業のスケジュールは、以下を想定しており、本施設の供用開始は令和10年9月(令和10年度2学期からの給食提供)を予定している。

【本事業のスケジュール】

優先交渉権者の決定・公表 基本協定の締結	令和8年2月上旬
設計・建設工事請負契約の仮契約	令和8年2月中旬
設計・建設工事請負契約の本締結(議決) 維持管理・運営業務委託契約の締結	令和8年3月下旬
設計※・建設期間	設計・建設工事請負契約の締結日(議決日)から 令和10年6月末まで(約2年3か月間)
本施設の引き渡し	令和10年6月末
開業準備期間	令和10年7月～8月(2か月間)
本施設の供用開始	令和10年9月
維持管理・運営期間	令和10年9月～令和25年7月(14年11か月間)

※設計業務の完了時期(事業者が建築確認済証を受領する時期)は、令和8年12月中を見込んでいる。

(5) 業務範囲

本事業において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

事業者は、本事業全体について総合的な調整を行う統括責任者を配置し、各業務を円滑かつ効率的に遂行できる体制を構築する。

① 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 各種申請等業務
- ウ 設計業務
- エ 工事監理業務
- オ 建設工事
- カ 調理設備等調達・設置業務
- キ 食器・食缶等調達業務
- ク 調理備品等調達業務
- ケ 施設備品調達・設置業務

※配送先の配膳室整備業務(各小学校の調理室及び各中学校の配膳室の改修に係る設計・工事は、本事業の範囲外とする。

② 開業準備業務

- ア 設備等の試稼動
- イ 業務従事者への研修
- ウ 調理リハーサル
- エ 配送リハーサル
- オ 施設紹介資料の作成
- カ ホームページの作成
- キ 開所式の開催支援
- ク 本施設の維持管理
- ケ 備蓄用食材の調達

③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 調理設備等保守管理業務
- エ 食器・食缶等保守管理業務
- オ 施設備品保守管理業務
- カ 外構等保守管理業務
- キ 清掃業務
- ク 警備業務

④ 運營業務

- ア 食材検収補助・保管業務
- イ 調理等業務
- ウ 衛生管理業務
- エ 洗浄消毒・残渣等処理業務
- オ 給食配送・回収業務
- カ 配送車両の調達・維持管理業務
- キ 調理備品等保守管理業務
- ク 食育支援業務
- ケ 配膳業務

※運營業務に関して、町が実施する主な業務は次のとおりとする。

- ・食育
- ・栄養指導
- ・献立作成
- ・食材等の調達・発注
- ・食数の調整・管理(給食数等必要な事項の連絡)
- ・検食
- ・給食費の徴収管理
- ・本施設に納入される食材等の検収、給食の調理指示、調理された給食の検食
- ・配送先へ直接搬入されるパン・牛乳の調達・配送(別途、業務委託)
- ・本施設の視察及び見学等の事前受付、当日対応
- ・光熱水費の負担
- ・各校の配膳室内に備蓄する救給カレーの調達
- ・配膳室内の床・壁・天井・造り付け棚、照明・空調等の建築設備、冷蔵庫・備品の保守管理・修繕・更新

(6) 支払方法

本事業に係る費用に関して、町は各契約に基づき、事業者へ下記の通り支払う。

支払方法の詳細は、各契約書(案)に示す。

①設計・建設工事請負契約

設計費(事前調査業務、各種申請等業務、設計業務に係る費用)は、前払い30%、完了払い70%とする。ただし、前払いは、令和8年4月以降の支払とする。

工事監理費は、部分払い(年度払い)、完了払いとする。

造成工事費(敷地造成工事、町道付替え工事に係る費用)は、前払い40%、完了払い60%とする。

本施設の建設工事費は、前払い40%、中間前払い20%、完了払い40%とする。ただし、前払いの支払時期に関して、本施設の整備が学校施設環境改善交付金の対象となる場合は、交付決定後とする。

各費用の前払い及び中間払いは、事業者からの請求により支払うものとする。

その他工事費(調理設備等調達・設置業務、食器・食缶等調達業務、調理備品等調達業務、施設備品調達・設置業務に係る費用)は、完了払いのみとする。

②維持管理・運營業務委託契約

開業準備費は、本施設の供用開始後に一括して支払うものとする。

維持管理・運営費は、本施設の維持管理・運営期間にわたり年4回(4～6月分、7～9月分、10～12月分、1～3月分)に分けて支払うものとする。ただし、初回は令和10年9月の1か月分、最終回は令和25年7月の1か月分を支払うものとする。

(7) 事業期間終了時の措置

事業者は、本施設の運營業務及び維持管理業務を適切に実施し、事業期間の終了時においても、要求水準書に示す良好な状態で町への引き継ぎを行う。

事業期間終了後における運營業務及び維持管理業務の実施形態に関しては、町が事業期間内に決定する。

(8) 遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、関係する法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。)及び適用要綱・各種基準等(以下「関係法令等」という。)の最新版を遵守する。

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報を取得する場合は、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように個人情報を適正に取り扱う。

(9) 代行保証企業の選定

本事業の運營業務を担う企業に関して、不測の事態が発生し、当該業務を遂行することが困難になった場合の保証のため、業務を代替して継続する企業をあらかじめ選定しておくこと。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方式

事業者の募集及び選定は、提案価格及び提案内容を総合的に評価して優先交渉権者を決定する公募型プロポーザル方式により行う。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うことを予定している。

令和 7年	6月24日(火)	実施要領等の公表
	7月8日(火)	配送校見学会の参加申込締切
	7月11日(金)	実施要領等に関する第1回質問書の受付締切
	7月22日(火)～25日(金)	配送先見学会の開催
	7月29日(火)	実施要領等に関する第1回質問書に対する回答公表
	8月1日(金)	配送先に関する質問書の受付締切
	8月12日(火)	配送先に関する質問書に対する回答送付
	8月29日(金)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切
	9月16日(火)	参加資格審査結果の通知
	9月19日(金)	実施要領等に関する第2回質問書の受付締切
	10月7日(火)	実施要領等に関する第2回質問書に対する回答公表
	12月3日(水)	提案書類の受付締切
令和 8年	1月下旬	提案書類に関するプレゼンテーション及びヒアリングの実施
	2月上旬	優先交渉権者の決定及び公表

3 応募事業者の参加資格要件

(1) 応募事業者の構成等

ア 応募事業者の構成

応募事業者は、次の企業を含む複数の企業により構成されるグループとする。

必要に応じて、次の企業以外の企業（以下「その他の企業」という。）を応募事業者を含めることも可能とする。

- ・本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）
- ・本施設の建設工事を行う企業（以下「建設企業」という。）
- ・本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
- ・本施設の調理設備調達・設置業務及び調理設備保守管理業務を行う企業（以下「調理設備企業」という。）
- ・本施設の建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、外構等保守管理業務、清掃業務、警備業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
- ・本施設の開業準備業務及び運営業務を行う企業（以下「運営企業」という。）

本事業に係る各業務を複数の企業が共同または分担して実施することや、同一の企業が複数の業務を実施することも可能とするが、建設企業と工事監理企業を同一

の企業または相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業が兼ねることは不可とする。

「資本面若しくは人事面において関連のある企業」とは、次に該当する者とする。

資本面において 関連のある企業	当該企業の 50%を超える株式を保有し、またはその出資の総額の 50%を超える出資をしている企業
人事面において 関連のある企業	当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業

イ 構成員の定義

- (ア) 応募事業者を構成する企業(以下「構成員」という。)のうち、運営企業を代表企業として定め、その他の構成員を構成企業とする。
- (イ) 代表企業は、本事業の応募手続きや優先交渉権者として決定した場合の契約事務に関する町との連絡窓口の役割を担い、町と協議・調整等を行う。本事業ではS P Cの設立は不要とする。
- (ウ) 複数の応募事業者の構成員になることはできない。また、構成員のいずれかと資本面または人事面で関連のある企業(上記参照)は、他の応募事業者の構成員となることはできない。
- (エ) 構成員は、町から受託または請負した業務の一部について、事前に町の承諾を得たうえで第三者に委託または下請人を使用することができるものとする。

ウ 構成員の変更

- (ア) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付以降、代表企業の変更は認めない。
- (イ) 構成企業の変更については、やむを得ない事情が発生した場合に限り、町と代表企業が当該変更の可否について協議を行うものとする。

(2) 構成員共通の参加資格要件

構成員は、本事業を長期間にわたり円滑かつ安定的に実施できる健全な財務体質や各業務を効率的かつ効果的に遂行できる経験及びノウハウを有する企業とし、次の要件すべてに該当する者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと
- イ 参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時において、菰野町指名(入札参加資格)停止措置要領(平成 20 年要綱第 7 号の 1)に基づく指名(入札参加資格)停止の措置を受けていないこと
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生開始の申立てまたは民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされているなど、経営状態が不健全であると認められないこと
- エ 「菰野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」別表第 1 に掲げるいずれかに該当しない者
- オ 法人税、消費税及び地方消費税、県税(三重県)、町税(菰野町)を滞納していない者
- カ 町が本事業に係るアドバイザー業務を委託している下記の企業及び同企業が当該業務

において提携している弁護士法人またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- ・株式会社Pプライムコンサルタンツ（愛知県名古屋市中区丸の内二丁目17番13号）
- ・弁護士法人片岡総合法律事務所（東京都千代田区内幸町二丁目2番1号）

キ 町が設置した「菰野町学校給食センター整備運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の委員または委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと

(3) 設計企業の参加資格要件

設計企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が設計業務を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業もア、イ、ウの要件を満たしていること。エ、オの要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ア 菰野町の令和7年度競争入札参加資格者名簿(測量・コンサル)の建築関係建設コンサルタント業務に登録されている者
- イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ウ 平成27年度以降に元請として延床面積2,000㎡以上の新築の公共施設の実施設計を履行した実績を有していること
- エ 平成27年度以降に元請としてドライシステムの学校給食センターの実施設計を履行した実績を有していること
- オ 設計業務責任者として、下記の要件を満たす管理技術者を配置できること
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・6か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある設計企業の常勤社員
 - ・設計担当技術者として3年以上の経験を有する者

(4) 建設企業の参加資格要件

建設企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が建設工事を共同して実施することも可とし、いずれの企業もア、イ、ウの要件を満たしていること。エ、オの要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ア 菰野町の令和7年度競争入札参加資格者名簿(建設工事)の建築一式工事に登録されている者
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づき建築一式工事について特定建設業の許可を受けている者
- ウ 最新の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値(P)に関して、町内業者は800点以上、町内業者以外は1,000点以上の者
- エ 平成27年度以降に竣工した延床面積2,000㎡以上の新築の公共施設(鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造)の建築一式工事において元請(共同企業体の場合は構成員でも可)の工事实績を有する者(共同企業体による工事实績の場合

は、構成員数が3社以上で20%以上出資した者、2社で30%以上出資した者)

オ 建設業法第26条に基づく監理技術者として、下記の要件を満たす者を配置できること

- ・一級建築施工管理技士または一級建築士の資格を有する者
- ・6か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある建設企業の常勤社員

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が工事監理業務を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業もア、イ、ウの要件を満たしていること。エ、オの要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

ア 菰野町の令和7年度競争入札参加資格者名簿(測量・コンサル)の建築関係建設コンサルタント業務に登録されている者

イ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者

ウ 平成27年度以降に元請として延床面積2,000㎡以上の新築の公共施設の工事監理を履行した実績を有していること

エ 平成27年度以降に元請としてドライシステムの学校給食センターの工事監理を履行した実績を有していること

オ 工事監理業務責任者(建築基準法第5条の6第4項の規定に基づく工事監理者)として、下記の要件を満たす管理技術者を配置できること

- ・一級建築士の資格を有する者
- ・6か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある工事監理企業の常勤社員
- ・設計担当技術者として3年以上の経験を有する者

(6) 調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が調理設備等調達・設置業務等を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業もアの要件を満たしていること。イの要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

ア 菰野町の令和7年度競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託)の機械器具—給食・厨房機器に登録されている者

イ 平成27年度以降に竣工した調理能力3,000食/日以上の新築の学校給食センターの調理設備等調達・設置業務を元請として履行した実績を有していること

(7) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が共同または分担して維持管理業務を実施する場合は、いずれの企業もアの要件を満たしていること。イの要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

ア 菰野町の令和7年度競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託)の保守点検業務に登録

録されている者

- イ 平成27年度以降に公共施設の保守管理業務を元請として履行した実績を有していること

(8) 運営企業の参加資格要件

運営企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が共同または分担して運營業務を実施する場合は、いずれの企業もアの要件を満たしていること。イの要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ア 菰野町の令和7年度競争入札参加資格者名簿(物品・業務委託)のその他業務—給食業務に登録されている者
- イ 平成27年度以降に竣工した調理能力3,000食/日以上の新築の学校給食センターにおいて、調理業務等を元請として履行した実績を有していること

(9) その他の企業の参加資格要件

その他の企業は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ア 本事業において担当する業務内容に関連して、菰野町の令和7年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- イ 平成27年度以降に、公共施設において、本事業において担当する業務内容に関連した業務を元請として履行した実績を有していること

(10) 参加資格の確認基準日

応募事業者の資格要件に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出日とする。

参加資格の確認基準日から優先交渉権者の決定日までの期間に、代表企業において上記の参加資格要件の一部を欠く事態が生じた場合は失格とする。ただし、構成企業において上記の参加資格要件の一部を欠く事態が生じるなど、参加資格要件を満たす別の企業への変更を申し出た場合、町は代表企業と協議を行い、当該応募事業者の継続性の観点で支障がないと町が判断したときは、当該変更を認めるものとする。

4 応募に関する手続き

(1) 実施要領等の公表

実施要領等は、町ホームページにおいて公表する。

(2) 実施要領等に関する第1回質問書の受付

実施要領等に関する第1回質問書は、次のとおり受け付ける。

期 間	令和7年7月7日(月)～11日(金)17時まで
提 出 方 法	・ 様式1「実施要領等に関する質問書」に必要事項を記載し、町ホームページの専用フォームを利用して提出すること ・ 質問書のファイル名は「第1回質問書(企業名を記載)」として送信すること
提出先	菰野町教育委員会事務局 教育課

(3) 実施要領等に関する第1回質問書に対する回答

実施要領等に関する第1回質問書に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウなどに関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断したものを除き、令和7年7月29日(火)に公表することを予定している。なお、提出された質問内容に関して、町が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(4) 配送先見学会の開催

配膳室の場所や配膳業務の留意点を説明するため、運営企業及び調理設備企業を対象とした配送先見学会を次のとおり開催する。

日 時	令和7年7月22日(火)～25日(金) 13～17時(予定)
申 込 期 間	令和7年6月24日(火)～7月8日(火)17時まで
申 込 方 法	・ 様式2「配送先見学会参加申込書」に必要事項を記載し、町ホームページの専用フォームを利用して提出すること ・ 参加申込書のファイル名は「配送先見学会参加申込(企業名を記載)」として送信すること ※参加申込者数は、1社につき2名までとする。
申込先	菰野町教育委員会事務局 教育課
留 意 事 項	・ 具体的な見学日時や当日の見学方法、注意点などについては、7月15日(火)までに申込企業へ通知する。 ・ 当日は、原則として質問は受け付けない。(質問は、配送先に関する質問書の受付期間中に町ホームページの専用フォームで受け付ける。)

(5) 配送先に関する質問書の受付

配送先に関する質問書は、配送先見学会に参加した運営企業及び調理設備企業を対象として、次のとおり受け付ける。なお、質問は、配送先見学会への参加を踏まえた内容に限定する。

期 間	令和7年7月28日(月)～8月1日(金)17時まで
提 出 方 法	・ 様式3「配送先に関する質問書」に必要事項を記載し、町ホームページの専用フォームを利用して提出すること ・ 質問書のファイル名は「配送先質問書(企業名を記載)」として送信すること
提出先	菰野町教育委員会事務局 教育課

(6) 配送先に関する質問書に対する回答

配送先に関する質問書に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウなどに関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断したものを除き、令和7年8月12日(火)に公表することを予定している。なお、提出された質問内容に関して、町が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(7) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

応募事業者から参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

受付期間	令和7年8月27日(水)～29日(金)17時まで
提出場所	菰野町教育委員会事務局 教育課 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式集に従って作成すること
提出方法	・持参により提出すること ・提出日の前日までに菰野町教育委員会事務局教育課に提出日時を連絡すること

提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。参加資格審査において町が必要と判断した場合は、応募事業者に追加書類の提出を要求することがある。受付期間中に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本事業に応募することができない。

(8) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、各応募事業者の代表企業に対して、令和7年9月16日(火)までに通知する。参加資格審査の通過者に通知する受付番号は、提案書類に記入すること。

なお、参加資格が無いと通知された応募事業者は、通知を受けた日から起算して5日以内に当該理由について書面により町に説明を求めることができる。町は、9月30日(火)までに説明を求めた応募事業者の代表企業に対して書面により回答を行う。

(9) 実施要領等に関する第2回質問書の受付

実施要領等に関する第2回質問書は、次のとおり受け付ける。なお、第2回質問書の内容は、原則として、第1回質問書の回答に関連するものに限定する。

期 間	令和7年9月16日(火)～19日(金)17時まで
提出者	参加事業者の代表企業
受 付 方 法	・様式1「実施要領等に関する質問書」に必要事項を記載し、町ホームページの専用フォームを利用して提出すること ・質問書のファイル名は「第2回質問書（代表企業名を記載）」として送信すること
提出先	菰野町教育委員会事務局 教育課

(10) 実施要領等に関する第2回質問書に対する回答

実施要領等に関する第2回質問書に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウなどに関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると町が判断したものを除き、令和7年10月7日(火)に公表することを予定している。なお、提出された質問内容に関して、町が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(11) 応募の辞退

参加事業者が、応募を辞退する場合は、提案書類の受付締切日前日までに応募辞退届(様式5)を菰野町教育委員会事務局 教育課に持参または郵送により提出すること。

(12) 提案書類の受付

参加事業者から提案書類を次のとおり受け付ける。

受付日時に提案書類を提出しない場合は、本事業に応募することができない。

受付日時	令和7年12月1日(月)～3日(水) 17時まで
提出場所	菰野町教育委員会事務局 教育課 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
提出書類	・提案書類は、様式集に従って作成すること
提出方法	・参加事業者の代表企業が持参により提出すること ・提出日の前日までに菰野町教育委員会事務局教育課に提出日時を連絡すること ・参加資格審査結果通知書を持参すること

町は、参加事業者から提出された提案書類について、実施要領等の指定通りに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足があるときは、失格とする場合がある。

5 応募に関する留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、提案書類の提出をもって、実施要領等のほか、質問書に対する回答及び町が公表・配布した追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 複数提案の禁止

参加事業者は、1つの提案しか行うことができない。

(3) 提案書類の変更等の禁止

提出された提案書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。提案審査において町が必要と判断した場合は、参加事業者に追加書類の提出を要求することがある。

(4) 応募等に係る費用負担

提案書類の作成及び応募に係る費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(5) 使用言語、単位及び時刻

提案書類に使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 著作権

参加事業者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した参加事業者に帰属する。ただし、町は、本事業に関して必要な範囲において、優先交渉者として選定された参加事業者の提案書類の一部を無償で使用するものとする。また、町は、審査結果の公表に必要な範囲において、その他の参加事業者の提案書類の一部を無償で使用するものとする。

なお、参加事業者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている建築資材や履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った参加事業者が負うものとする。

(8) 町が公表・配布する資料の取扱い

本事業において、町ホームページで公表する資料及び参加事業者に配布する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 公募の中止等

天災その他やむを得ない理由が生じた場合は、本公募の実施を延期し、または中止することがある。

参加事業者が1者の場合も審査を行う。ただし、応募妨害の疑い、不正または不誠実な行為等により本プロポーザルを公正に実施することができないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、本公募の実施延期、再公募、または本公募の取止め等の対処を講じることがある。なお、参加事業者が1者の場合において、提案審査において事業者として適切ではないと判断されたときは、本プロポーザルは成立しないものとする。詳細は、事業者選定基準書に示す。

(10) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。なお、優先交渉権者の決定後、当該優先交渉権が無効の応募を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消すものとする。

- ①本事業への参加資格が無い者による応募
- ②参加資格の確認基準日から提案書類の受付締切日までに参加資格要件を欠いた者を構成員としている者による応募
- ③参加資格審査を通過した参加事業者の代表企業以外の者による応募
- ④必要な記名押印がない、または押印された印影が明らかでない提案価格書による応募
- ⑤金額を訂正した提案価格書による応募
- ⑥金額以外の記載事項を訂正、削除、挿入等を行った場合において、訂正印がない提案価格書による応募
- ⑦必要事項の記載がない、または記載事項が判読できない提案価格書による応募
- ⑧提案価格書に記載された事項の誤字、脱字等により参加事業者の意思表示が不明瞭な応募
- ⑨提案価格書に記載されている日付が提案書類の提出日と異なる、または日付の記載がない応募
- ⑩2通以上の提案価格書を提出した者による応募
- ⑪提案書類に虚偽の記載をした者による応募
- ⑫談合等の不正行為があった者による応募

- ⑬提案価格内訳書を提出しない、または提案価格内訳書に不備等がある応募
- ⑭記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている提案価格書による応募
- ⑮その他公募に関する条件に違反した応募または町の指示に従わない者による応募

(11) その他

実施要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、参加事業者の代表企業に通知する。

(12) 上限提案価格

本事業の上限提案価格は、金9,000,000,000円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

6 優先交渉権者の決定方法

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の2段階で実施する。審査の手順など詳細については、事業者選定基準書に示す。提案書類の加点審査は、事業者選定基準書に基づき、選定委員会において行う。参加事業者から選定委員会の委員への接触を防止するため、委員名については、優先交渉権者の決定後に公表する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書類の審査にあたり、参加事業者によるプレゼンテーション及び参加事業者に対するヒアリングを実施する。詳細は、提案書類の受付後に参加事業者の代表企業に通知する。

(3) 優先交渉権者の決定及び公表

町は、選定委員会の審査結果を踏まえて、優先交渉権者、次点交渉権者を決定する。審査結果は各参加事業者に通知するとともに、優先交渉権者の決定結果及び客観的な評価は、町ホームページに公表する。

(4) 優先交渉権者を決定しない場合の措置

事業者の募集及び選定の過程において、応募事業者または資格審査通過者が無い、あるいは、事業者選定基準書に定める事項に基づき、優先交渉権者を決定しない場合は、この旨を速やかに町ホームページにおいて公表する。

第4 契約に関する事項

1 契約手続き等

(1) 契約の締結

優先交渉権者の決定後、町と当該優先交渉権者は、速やかに基本協定及び設計・建設工事請負契約の仮契約を締結する。

仮契約は、町議会で議決されたときに本契約となる。

設計・建設工事請負契約の締結後、速やかに維持管理・運営業託委託契約を締結する。

各契約の締結にあたり、各契約書の内容は、提案書類の受付前に確定することができなかった事項を除いて、原則として変更しない。

(2) 契約を締結しない場合

優先交渉権者決定日の翌日から各契約の締結(建設工事請負契約は町議会の議決)までの間に、優先交渉権者の代表企業において参加資格要件の一部を欠く事態が生じた場合は、町は当該優先交渉権者と契約を締結しないものとする。この場合において、町は当該優先交渉権者に対して一切の費用負担を行わない。

ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件の一部を欠く事態が生じた場合で、優先交渉権者が参加資格要件を欠いた者に代えて、参加資格要件を有する者を構成企業として補充し、町が参加資格等の確認及び業務遂行能力等を勘案したうえで、契約締結後の事業実施に支障がないと判断したときは、町は契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格を確認する基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。

(3) 契約の締結に至らなかった場合の措置

事業者の責めに帰すべき事由により、基本協定及び各契約を締結することができない場合には、町は事業者に対して、菰野町契約規則第17条の2に基づき、本事業において免除された入札保証金に相当する額の違約金を請求することができる。

上記の場合を除き、契約の締結に至らなかった場合には、町及び事業者が本事業の応募及び準備に関して要した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(4) 費用の負担

基本協定及び各契約の締結に係る事業者側の弁護士報酬、印紙代その他一切の費用は、事業者の負担とする。

2 契約保証金

契約締結時に必要となる契約保証金については、各契約書(案)に示す。

3 事業者の事業契約上の地位

町の事前の承諾がある場合を除き、事業者は契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

第5 事業実施に関する事項

1 誠実な業務遂行義務

事業者は、各契約書に定めるところにより、本事業に係る各業務を誠実に遂行する。

2 町と事業者との責任分担

本事業に係る各業務遂行上のリスク及び責任は、原則として事業者が負担する。ただし、事業者が適切に管理することができないと認められるリスクについては、町がその全てまたは一部を負担する。責任分担の詳細やリスクが顕在化した場合における具体的な費用負担の方法等については、各契約書(案)に示す。

3 業務遂行状況のモニタリング

町は、事業者が要求水準書等の公表資料及び提案書類に基づいて適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う。

町は、モニタリングの結果、要求水準や提案内容を満たしていないと判断した場合には、是正または改善の要求や対価の減額等の措置を行うことができるものとする。

モニタリングの実施時期や内容、要求水準を満たしていない場合の措置に関する詳細については、各契約書(案)に示す。

4 保険の付保

事業者は、建設期間中において、火災保険、建設工事保険及び請負業者賠償責任保険を付保する。

事業者は、開業準備期間中及び維持管理・運営期間中において、第三者賠償責任保険を付保する。

5 事業計画または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画または契約書の解釈について疑義が生じた場合、町と事業者は本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

一定期間内に協議が整わない場合の措置については、各契約書(案)に示す。

本事業に関する紛争については、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、各契約に定める事由ごとに町または事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、各契約の定めるところにより本事業を終了する。詳細については、各契約書(案)に示す。

(1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の帰責事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、町は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。た

だし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合、町は契約を解除することができる。

(2) 町の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

町の帰責事由により、本事業の継続が困難となった場合は、事業者は契約を解除することができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

町または事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、町及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、町及び事業者は契約を解約することができる。

不可抗力の定義については、各契約書(案)に示す。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等

(1) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上または税制上の措置が適用される場合には、それによるものとする。事業者は、建設期間中、施設整備業務の遂行に必要な範囲で本敷地を無償で使用するものとする。また、開業準備期間及び維持管理・運営期間中、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務の遂行に必要な範囲で本敷地及び本施設を無償で使用するものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町は事業者がこれらの支援を受けることができるように努める。町が国からの補助金・交付金を受ける場合は、事業者は当該交付金の申請に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

(3) その他の措置及び支援

町は、事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、町及び事業者で協議を行うものとする。

第6 実施要領等に関する問合せ先

実施要領等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

本事業に関する情報提供は、町ホームページにおいて行う。

担 当	菰野町教育委員会事務局 教育課
住 所	三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
電 話	059-391-1155